

広島県告示第七百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	広島県東広島市志和町志和堀地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法令による土砂災害防止対策の推進に関する事項（平成三十四年政令第八十四号）で定める事項
横田（八一四〇―三）	急傾斜地の崩壊	横田（八一四〇―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇―四）	急傾斜地の崩壊	横田（八一四〇―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
後休（一二二―二）	急傾斜地の崩壊	後休（一二二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。